

# あかの民商ニュース

阿賀野民主商工会  
阿賀野市南安野町一・三八  
☎〇二五〇・六二・七一五八

NO 1854

商売くらし  
に役立つ!  
全国  
商工新聞  
月/500円

## 国保税の新型コロナウイルス感染症減免

新型コロナウイルス感染症の影響、ロシアのウクライナ侵攻もあり、材料不足・高騰で昨年より売上が半減になっていると会員さんが民商へ来所して切実な実態を訴えました。

各市町村で「令和4年度国民健康保険税の新型コロナウイルス感染症に係る減免」申請書受付がはじまっています。減免対象世帯

### ① 主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に患された世帯

- 減免申請書
- 医師による死亡診断書や診断書の写し



### ② 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の減収が見込まれる人

- 令和4年中の事業、不動産、山林、給与収入のいずれかが、令和3年中に比べて3割以上減少する見込みであること
- 令和3年中の所得合計が、1000万円以下であること
- 収入減少の見込まれる種類の所得以外の令和3年中の所得合計が、400万円以下であること

### 減免の対象となる保険税

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限がある国保税（令和5年3月31日が申請期限）

会員さんは7月までの売上は確定していますので、今年度の売上帳、申請書類を作成して提出する準備中です。

### 民商会館盆休みのお知らせ

8月11日（木）から16日（火）まで

## インボイス制度「税額計算」について 免税事業者等から課税仕入に係る経過措置

適格請求書等保存方式の開始後（令和5年10月1日）は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行者以外の方（免税事業者等）から行った課税仕入は、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。

ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入についても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

- 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで（3年間）

免税事業者等からの課税仕入につき80%控除可能

- 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで（3年間）

免税事業者等からの課税仕入につき50%控除可能

- 令和11年10月1日から

免税事業者等からの課税仕入は控除不可

経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿の保存が必要です。

### 商工新聞休刊のお知らせ

盆休みもあり商工新聞8月15日号は休刊となります。



### 婦人部小物づくりのご案内

- 日時 8月30日（火）  
午後1時30分より
- 場所 阿賀野民商会館2階

